

「ご契約のしおり」正誤表 2

平成19年12月 株式会社かんぽ生命保険

紫色の表紙「ご契約のしおり」(普通養老保険、特別養老保険、学資保険、育英年金付学資保険、普通終身保険、特別終身保険、介護保険金付終身保険、普通定期保険、夫婦保険)

お客さまが加入されたご契約及び本正誤表の対応箇所は、次のとおりです。

	普通養老保険	特別養老保険	学資保険	育英年金付学資保険	普通終身保険	特別終身保険	介護保険金付終身保険	普通定期保険	夫婦保険
正誤表 ホ00020-1の上段 (P69の正誤)	○ (注)	○ (注)	○ (注)	○ (注)	○ (注)	○ (注)	○ (注)	○ (注)	○ (注)
正誤表 ホ00020-1の下段 (P72の正誤)	—	—	—	—	—	—	—	—	○
正誤表 ホ00020-2 (P93の正誤)	—	—	○ (注)	○ (注)	—	—	○ (注)	—	○ (注)
正誤表 ホ00020-3の上段 (P94の正誤)	—	—	○	○	—	—	—	—	—
正誤表 ホ00020-3の下段 (P326～327)	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(注) 特約を付加されたお客さまに限ります。

紫色の表紙「ご契約のしおり」（普通養老保険、特別養老保険、学資保険、育英年金付学資保険、普通終身保険、特別終身保険、介護保険金付終身保険、普通定期保険、夫婦保険）

本冊子における記載内容に次のとおり訂正がございますので、お詫びとともにお知らせいたします。本表は、誠にお手数をおかけしますが、ご契約のしおりとともに大切に保管をお願いいたします。

P 6 9 【誤】

第 3 各特約に共通の事項

2 特約保険料のお払込み

○前納払込みによる保険料の割引は、基本契約の保険料と特約保険料の合計額について行います。

P 6 9 【正】

第 3 各特約に共通の事項

2 特約保険料のお払込み

○前納払込みによる保険料の割引は、基本契約の保険料と特約保険料ごとに計算した上で合算します。

P 7 2 【誤】

第 4 特約の変更

2 夫婦保険の特約における配偶者追加変更

なお、配偶者追加変更契約のお申込みが承諾された場合には、月ごとの契約応当日（特約の契約日から起算した1か月ごとの応当日をいいます。）に変更の請求があった場合にはその時に、月ごとの契約応当日以外の日に変更の請求があった場合には直後の月ごとの契約応当日に責任を開始します。

P 7 2 【正】

第 4 特約の変更

2 夫婦保険の特約における配偶者追加変更

（削除）

「ご契約のしおり」正誤表 2

平成19年12月 株式会社かんぽ生命保険

紫色の表紙「ご契約のしおり」(普通養老保険、特別養老保険、学資保険、育英年金付学資保険、普通終身保険、特別終身保険、介護保険金付終身保険、普通定期保険、夫婦保険)

本冊子における記載内容に次のとおり訂正がございますので、お詫びとともにお知らせいたします。本表は、誠にお手数をおかけしますが、ご契約のしおりとともに大切に保管をお願いします。

P 9 3 【誤】

第2 保険金の受取人及び保険金の受取方法

5 保険金（特約保険金）のご請求に必要な書類

(3) 特約

書類等 保険金	保険証券	会社所定の請求書	会社所定の医師の死亡証明書	会社所定の医師の診断書	特約保険金受取人の戸籍抄本	被保険者の死亡(受けた傷害)が不慮の事故によるものであることを証明するに足る書類	主たる被保険者及び配偶者である被保険者の婚姻関係を証明するに足る書類(夫婦特約に限りま	被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証(死亡保険金の場合は住民票。ただし、会社が必要と認めた場合には戸籍抄本)※性別及び生年月日を証明する書類	特約保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証※正当な権利者であることを確認できる書類
死亡保険金	○	○	○	—	○	○	○	◎	○
傷害保険金	○	○	—	○	○	○	—	◎	○
介護保険金	○	○	—	○	○	—	—	○	○
傷害による入院保険金・手術保険金・通院療養給付金	○	○	—	○	○	○	—	◎	○
疾病による入院保険金・手術保険金・通院療養給付金	○	○	—	○	○	—	○	◎	○

(注 1) 基本契約において生存保険金などのお支払いを受けるために、既に性別及び生年月日を証明する書類(94 ページ参照)を当社へ提出されたことがある場合には必要ありません。(ただし、特約の中途付加や配偶者の追加にかかる変更があった場合は除きます。)また、その特約について、2 回目以降に特約保険金をご請求される場合にも必要ありません。

夫婦保険に付加された夫婦特約の場合には、性別を証明する書類は主たる被保険者のもの、生年月日を証明する書類は主たる被保険者及び配偶者である被保険者のものが必要です。

◎は、学資保険又は育英年金付学資保険の基本契約に付加された特約の場合に保険契約者及び被保険者のものが必要です。

P 9 3 【正】

第2 保険金の受取人及び保険金の受取方法

5 保険金（特約保険金）のご請求に必要な書類

(3) 特約

書類等 保険金	保険証券	会社所定の請求書	会社所定の医師の死亡証明書	会社所定の医師の診断書	特約保険金受取人の戸籍抄本	被保険者の死亡(受けた傷害)が不慮の事故によるものであることを証明するに足る書類	主たる被保険者及び配偶者である被保険者の婚姻関係を証明するに足る書類(夫婦特約に限りま	被保険者の住民票又は国民健康保険被保険者証(死亡保険金の場合は住民票。ただし、会社が必要と認めた場合には戸籍抄本)※性別及び生年月日を証明する書類	特約保険金受取人の印鑑証明書又は国民健康保険被保険者証※正当な権利者であることを確認できる書類
死亡保険金	○	○	○	—	○	○	○	○	○
傷害保険金	○	○	—	○	○	○	○	○	○
介護保険金	○	○	—	○	○	○	—	○	○
傷害による入院保険金・手術保険金・通院療養給付金	○	○	—	○	○	○	○	○	○
疾病による入院保険金・手術保険金・通院療養給付金	○	○	—	○	○	—	○	○	○

(注 1) 基本契約において生存保険金などのお支払いを受けるために、既に性別及び生年月日を証明する書類(94 ページ参照)を当社へ提出されたことがある場合には必要ありません。(ただし、特約の中途付加や配偶者の追加にかかる変更があった場合は除きます。)また、その特約について、2 回目以降に特約保険金をご請求される場合にも必要ありません。

夫婦保険に付加された夫婦特約の場合には、性別を証明する書類は主たる被保険者のもの、生年月日を証明する書類は主たる被保険者及び配偶者である被保険者のものが必要です。

ホ 00020-2

「ご契約のしおり」正誤表 2

平成19年12月 株式会社かんぽ生命保険

紫色の表紙「ご契約のしおり」（普通養老保険、特別養老保険、学資保険、育英年金付学資保険、普通終身保険、特別終身保険、介護保険金付終身保険、普通定期保険、夫婦保険）

本冊子における記載内容に次のとおり訂正がございますので、お詫びとともにお知らせいたします。本表は、誠にお手数をおかけしますが、ご契約のしおりとともに大切に保管をお願いいたします。

P 9 4 【誤】

第2 保険金の受取人及び保険金の受取方法

6 証明する書類として提出していただく書類の例

《被保険者の性別及び生年月日を証明する書類》

P 9 4 【正】

第2 保険金の受取人及び保険金の受取方法

6 証明する書類として提出していただく書類の例

《被保険者又は保険契約者の性別及び生年月日を証明する書類》

P 3 2 6 ~ 3 2 7 【誤】

支店のご案内

区域名	名 称	所 在 地
北海道	帯広支店	〒080-8799 帯広市西3条南8-10
東 京	深川支店	〒135-8799 江東区東洋4-4-2
信 越	新潟支店	〒951-8799 新潟市東堀通七番町1018
東 海	岐阜支店	〒500-8799 岐阜市住吉町1-3-2
	浜松支店	〒430-8799 浜松市旭町8-1
近 畿	堺市店	〒590-8799 堺市堺区南瓦町2-16
	姫路支店	〒672-8799 姫路市葛磨区中島1139-29
九 州	長崎支店	〒852-8106 長崎市岩川町9-17
	鹿児島支店	〒890-0045 鹿児島市武1-8-8

P 3 2 6 ~ 3 2 7 【正】

支店のご案内

区域名	名 称	所 在 地
北海道	帯広支店	〒080-8799 帯広市西三条南8-10
東 京	深川支店	〒135-8799 江東区東陽4-4-2
信 越	新潟支店	〒951-8799 新潟市中央区東堀通七番町1018
東 海	岐阜支店	〒500-8799 岐阜市清住町1-3-2
	浜松支店	〒430-8799 浜松市中区旭町8-1
近 畿	堺支店	〒590-8799 堺市堺区南瓦町2-16
	姫路支店	〒672-8799 姫路市飾磨区中島1139-29
九 州	長崎支店	〒852-8794 長崎市岩川町9-17
	鹿児島支店	〒890-8794 鹿児島市武1-8-8